

第2号様式(第10条関係)

令和2年7月21日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 西銘 啓史郎



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 西銘 啓史郎

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費	317,900	議会ニュース(1/2) ポスティング(1/2)
要請陳情等 活 動 費	55,120	東京要請旅費
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費	63,336	家賃・電気・水道
事 務 費	83,093	パソコン(1/2) 携帯電話(1/2)
人 件 費	132,500	事務職員 手当
合 計	651,949	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

統一様式①

経費区分別支出一覧表

経費区分 広聴広報費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/9	議会活動ニュース ポスティング費	30,800	1/2	15,400
5/18	議会活動ニュース 特別給付金/持続化給付金 チラシ作成費	605,000	1/2	302,500
A. 小計				317,900
B. 支払証明書計				
広聴広報費 充当合計				317,900

領 収 証

№ 000351

西銘 啓史郎

様

2020年 4月 9日

下記の通り領収致しました

¥ 30,800



那覇営業所/〒902-0075 沖縄県那覇市国場
 TEL.098-851-8100 FAX.098-851-8101
 本社/〒900-0015 那覇市久茂地2-2-2 (タイムスリーヴ5F)
 沖縄タイムスサービスセンター

担当者

品 名	数 量	単 価	金 額	備 考
ポスティング料金 (会派レポート)	7000	04	28000	
消費 税			2800	
合 計			30800	

$30800 \times 1/2 = 15,400$

ポスティング代 15,400円

充当割合:政務活動, 以外が含まれるので案分

広聴広報費

コードNo. 4794
902-0063

領 収 証

No. 2

2 年 5 月 18 日

沖縄県那覇市三原2-6-15 (3F)

合計金額 ¥605,000※

ニシメ啓史郎 様

但し、印刷代

上記の通り正に領収致しました。

TEL(098)833-1146 FAX(098)833-1147

入金内訳

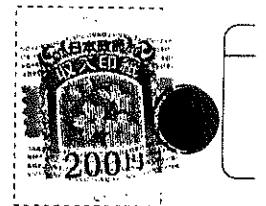
内 訳	金 額
現金	605,000
小切手	
振込	
手形	
相殺	
その他	
合計	605,000

家新給付492 275,000円
振込492 〃
(各5万枚作成)

〒900-0004 那覇市銘文 丸正新都心ビル2階
TEL (098)941-8585 FAX (098)941-8586

備考

手形期日: 年 月 日
手形 No: _____
摘要: _____



(注) 社印及び係印がない場合は、無効です。

605,000 × 1/2 = 302,500

作成員(1/2) 302,500円

一律10万円給付について（特別給付金）

支給対象者

令和2年4月27日に、市区町村の住民基本台帳に記録されている方
（住民登録されている方）

支給の流れ

住民一人当たり10万円給付されます。申請は、世帯主の方が一括で行い、申請した口座に振り込まれます。

（例）夫婦2人・子供1人＝1世帯30万円支給
申請した銀行口座等に振り込みします。

申請の流れ

役所から関係書類が郵送されます。

※メールやFAXなどでは行いませんので「詐欺」にご注意ください！
原則、以下①又は②の方法で申請してください。

①書類の郵送による申請

役所から届いた書類を返送します。

[準備するもの]

- ・申請者世帯主の本人確認書類の写し
（運転免許所・マイナンバーカード・健康保険証のコピー・年金手帳のコピー等）
- ・振込口座がわかるもの
（通帳（口座情報が書かれた部分「銀行名・支店名（番号）・口座番号」）のコピー・キャッシュカードのコピー等）

②インターネットによる申請

インターネット（マイナポータルというサイトから）申請

[準備するもの]

- ・インターネットが使えるパソコン
- ・ICカードリーダーまたはマイナポータルアプリ
- ・マイナンバーカード（申請後、発行に2ヶ月くらいかかります）
- ・振込口座がわかるもの写真・スキャナデータ等
（通帳（口座情報が書かれた部分「銀行名・支店名（番号）・口座番号」）のコピー・キャッシュカードのコピー等）

※現時点の情報のみ、変更になる事もあります。

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により令和2年4月27日以前に今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、役所に4月30日までに届け出をすると、給付金をお受け取りすることができます。

※令和2年4月30日を過ぎても、「申出書」を提出することはできません。

一緒にコロナ危機を乗り越えましょう！

沖縄県議会議員

お気軽に
ご相談ください!!

TEL: 

ニシメ 啓史郎

新型コロナウイルス感染症に伴う

おもな支援策まとめ

個人・世帯向け



貸付(かりる)

◎収入が減って家計の維持が難しい

無利子
無保証

緊急小口貸付
(特例貸付)

貸付上限～10万円
(特に必要な場合は～20万円)
据置期間：1年以内、償還期間：2年以内

総合支援資金
(特例貸付)

2人以上世帯は～月20万円、単身は～月15万円
据置期間：1年以内、償還期間：10年以内
原則3カ月まで

各市区町村の社会福祉協議会
厚生労働省「全国共通相談ダイヤル」
0120-46-1999 09:00～21:00(土日祝含む)

◎市区町村民税・固定資産税が支払えない

自治体の判断で各種納税の徴収猶予(期限等)を決定

各市区町村の窓口

◎国民健康保険料(税)・国民年金保険料が支払えない

自治体の判断で保険料(税)の徴収猶予(期限等)を決定
国民健康保険は免除制度あり

各市区町村の窓口

◎公共料金や電話料金(固定・携帯)が支払えない

支払期限を延長
(事業者向けにも支払い猶予あり)

各電気・ガス・水道・電話等事業者

◎住宅ローンが支払えない

今後の払い・返済スケジュールの変更について相談が可能

各金融機関または金融庁相談ダイヤル 0120-136931
10:00～17:00(土日祝除く)

猶予(支払延長)

給付(もらえる)

◎全国すべての方へ

特別定額給付金

一律1人10万円を給付
住民基本台帳に記載(4/27時点)されているすべての人

総務省コールセンター 03-5638-5855
09:00～18:30(土日祝除く)

◎離職等で住居を失った・失うおそれがある

住居確保給付金*

家賃実費支給 各地域で上限あり
支給期間：原則3カ月(最長9カ月)

各市区町村の窓口

◎子育て世帯で家計が大変

臨時特別給付金*

児童手当の受給者に対し、
子ども1人当たり1万円を給付

各市区町村の窓口

◎失業・収入減で入学等の授業料が支払えない

高等教育修学
支援給付金

授業料減免+返済の必要のない
給付型奨学金

日本学生支援機構 0570-666-301
09:00～20:00(土日祝除く)

持続化給付金（個人事業主）

給付対象者

- (1) 2019年以前から事業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業継続する意思があること。
- (2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、前年同月比で事業収入が50%以上減少した月(以下「対象月」という。)があること。

不給付要件

下記の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。

- (1) 国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者(一般的なホステス業は受給対象です。)
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織若しくは団体
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと中小企業庁長官が判断する者

給付額

前年の総売上(事業収入)－(前年同月比－50%月の売上×12ヶ月)の差額
ただし、法人は最大200万円・個人事業主は最大100万円

必要なもの

①青色申告を行っている場合

- (ア) 2019年分の確定申告書第一表の控え、及び所得税青色申告決算書の控え
※收受日付印が押されていること
- (イ) 対象月の月間事業収入がわかるもの
※売上台帳、帳面その他の2020年分の確定申告の基礎となる書類を原則とする。ただし、当該書類を提出できないことについて相当の事由がある場合には、対象月の月間事業収入を記載した他の書類によることも認める。
- (ウ) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (エ) 本人確認書類
- (オ) その他事務局等が必要と認める書類

②白色申告を行っている場合

- (ア) 2019年分の確定申告書第一表の控え ※收受日付印が押されていること
- (イ) 対象月の月間事業収入がわかるもの
- (ウ) 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- (エ) 本人確認書類
- (オ) その他事務局が必要と認める書類

※現時点の情報のため、変更になる事もあります。

一緒にコロナ危機を乗り越えましょう！

お気軽に
ご相談ください!!

TEL: 

沖縄県議会議員

ニシメ 啓史郎

売上高5%以上減少なら

指定738業種の場合

① セーフティネット5号

・借入債務の80%を信用保証協会が保証
・2.8億円(別枠。⑨と共有)
要件を満たせば保証料・金利ゼロの対象

お近くの民間金融機関
各信用保証協会

② 新型コロナウイルス感染症特別貸付

・中小事業3億円、国民事業0.6億円(別枠)
・設備20年、運転15年、うち据置5年以内
・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有

沖縄振興開発金融公庫

③ 商工中金等による「危機対応融資」

・3億円(別枠)
・設備20年、運転15年、うち据置5年以内

商工組合中央金庫
(那覇支店)

④ 新型コロナウイルス対策
「経融貸(拡充)」

・1000万円(別枠)
・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内
・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有

沖縄振興開発金融公庫

⑤ 生活衛生新型コロナウイルス
「ILス感染症特別貸付」

・6000万円(別枠)
・設備20年、運転15年、うち据置5年以内
(設備20年は振興計画決定報告の翌日からのみ)
・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有

沖縄振興開発金融公庫

⑥ 新型コロナウイルス
対策「経融(拡充)」

・1000万円(別枠)
・設備10年(うち据置4年)、運転7年(うち据置3年)以内
・国民事業の利下げ及び利子補給は②④⑤⑥と共有

沖縄振興開発金融公庫

⑦ 衛生環境激変対策
「特別貸付」

・1000万円(別枠)
・運転7年、うち据置2年以内

生活衛生関係営業
(旅館、飲食、理美容店など)の場合

⑧ 危機関連保証

・借入債務の100%を信用保証協会が保証
・2.8億円(別枠。①と共有)
・保証料・金利ゼロの対象

お近くの民間金融機関
各信用保証協会

⑨ セーフティネット4号

・借入債務の100%を信用保証協会が保証
・2.8億円(別枠。①と共有)
・保証料・金利ゼロの対象

お近くの民間金融機関
各信用保証協会

⑩ セーフティネット貸付

・中小事業7.2億円、国民事業0.48億円
・設備15年、運転8年、うち据置3年以内

沖縄振興開発金融公庫

追加要件

追加要件を満たせば
実質無利子・無担保の対象
利子補給対象上限
(日本公庫等) 中小事業1億円、
国民事業3,000万円
(商工中金) 危機対応融資1億円

追加要件

※お問い合わせ先電話番号は下記に記載しています。

【お問い合わせ先】

【商工組合中央金庫】 (那覇支店) 098-866-0196

【沖縄振興開発金融公庫】 (本部支店) 098-941-1795 (中部支店) 098-989-6511 (北部支店) 0980-52-2338
(宮古支店) 0980-72-2446 (八重山支店) 0980-82-2701

売上高要件の考え方

<創業1年1か月以上>

【公庫】 最近1か月の売上高と、前年または前々年度の同期と比較。

【信用保証協会】 最近1ヶ月の売上高と、前年同月を比較+その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と前年同期を比較

<創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているベンチャー・スタートアップなど(後者は公庫のみ)> ※(1)~(3)のいずれかで比較。

【公庫】 (1) 最近1か月の売上高と過去3か月(最近1か月を含む)の平均 上高の比較 【信用保証協会】 (1) 左記に同じ。

(2) 最近1か月の売上高と令和元年12月の売上高の比較

(3) 最近1か月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較

(2) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年12月の売上高の3倍を比較

(3) 左記に加え、その後2ヶ月間(見込み)を含む3ヶ月の売上高と令和元年10-12月の3ヶ月を比較

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 要請陳情等活動費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
6/16	東京要請(6月25日~26日)航空券代	55,120	全額	55,120
A. 小計				55,120
B. 支払証明書計				
要請陳情等活動費 充当合計		/	/	55,120

統一様式-⑪

要請・陳情等活動記録簿

年月日	令和2年 6月25日(木)～26日(金)			
要請先	国交省 政務官、国会議員、航空会社			
対応者	[] (官公庁担当)、国会議員 ([] 他)、ANA ([])			
参加者				
要請等の趣旨	Go toキャンペーンについて(要請)、航空会社への要請			
日程・内容	月日(曜日)	時間	要請先等	内容
	6月25日	13:30	[]	Gotoキャンペーンについて
	(木)	14:30	国会議員	沖縄振興関連について
	6月26日	10:00	国会議員	新年度予算等について
	(金)	15:00	ANA	路線確保について(要請)
【内容】 [] (観光庁担当):①Go to キャンペーンについて意見交換 国会議員団 : ①沖縄振興計画について ②新年度予算等について ANA : 航空会社の現状と今後について(意見交換/要請等)				
成果及び所見	新しい情報も入手できたこと、次の一般質問や委員会活動においても大変貴重な意見交換ができた。			
備考				

要請陳情等活動費

領収書 | 国内線

領収書

充当割合: 政務活動のみ全額充当

WEB 182292f89c-PCNR6-151511-0-1100

表示日 2020年06月16日(火)

ニシメ ケイシロウ

様

金額 ¥55,120- (税込)
クレジット支払い
(消費税10%対象 ¥55,120- (税込))

航空券番号	1010278916072016	1010278916072020
照会番号	MCB1WF	

但し 運賃および税金・料金等

航空券発行日 2020年06月16日(火)

上記、正に領収いたしました。

※は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。



全日本空輸株式会社 All Nippon Airways Co., Ltd.

航空券明細

WEB 182292f89c-PCNR6-151511-0-1100

表示日 2020年06月16日(火)

ご搭乗者名/照会番号

ニシメ ケイシロウ様 (MCB1WF)

搭乗日	便名	区間	クラス	運賃	運賃額(税込)	運賃適用基準日
2020年06月25日(木)	ANA460	沖縄(那覇) - 東京(羽田)	普通席	ハリュウ-3L	¥12,910-	2020年06月16日(火)
2020年06月27日(土)	ANA477	東京(羽田) - 沖縄(那覇)	普通席	ハリュウ-1C	¥42,210-	2020年06月16日(火)
					合計金額	
						¥55,120-

経費区分別支出一覧表

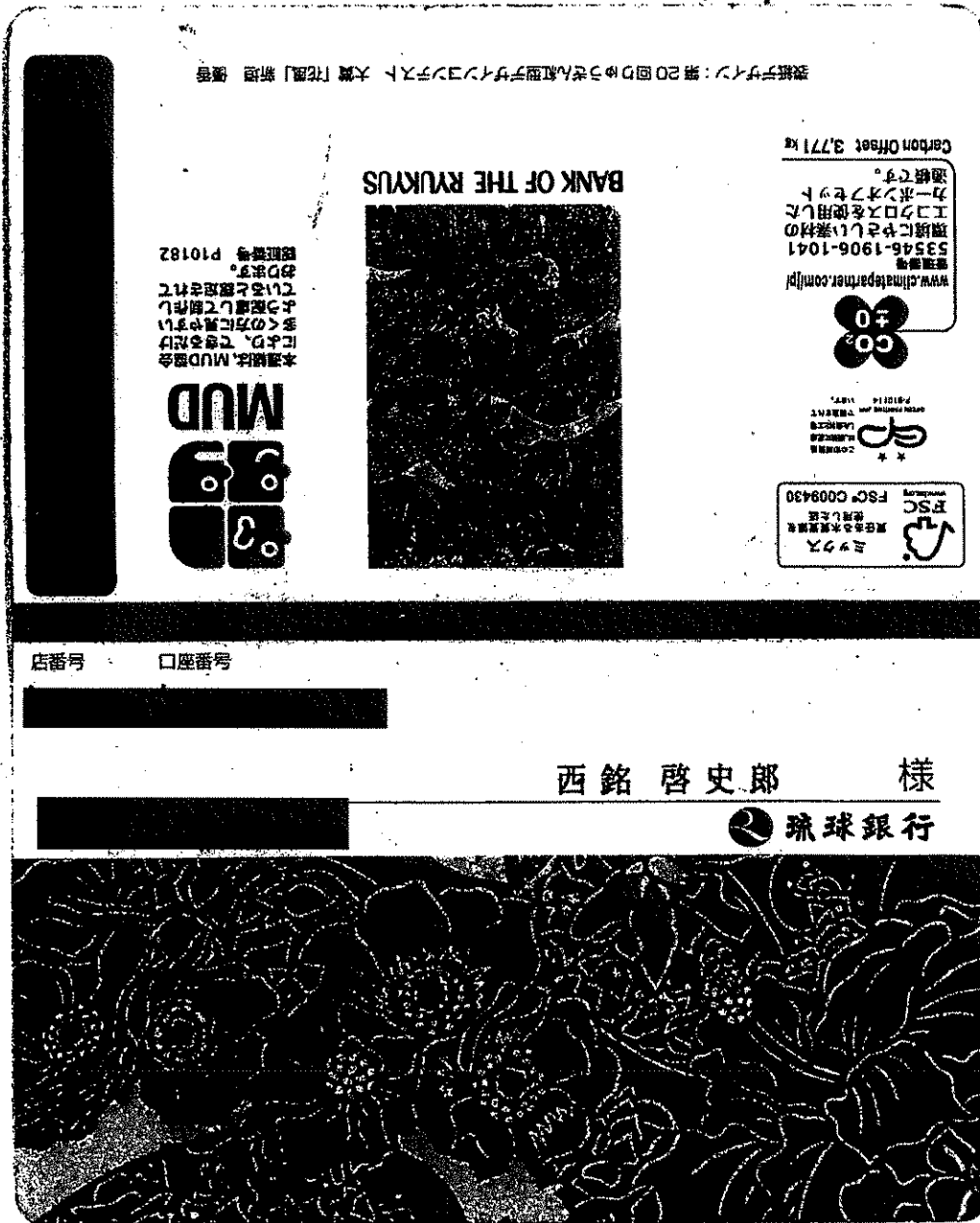
経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
毎月払	事務所 家賃(6月11日～30日)	67,436	その他	44,000
毎月払	事務所 水道代(6月11日～30日)	1,436	その他	957
毎月払	事務所 電気代(6月11日～30日)	27,569	その他	18,379
事務所費 充当合計				63,336

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃
水道代



2102-05-28 WTU 67,436 2019/11/27

家賃 $66,000 \div 30 \times 20 = 44,000$

水道代 $67,436 - 66,000 = 1,436$

$1,436 \div 30 \times 20 = 957$

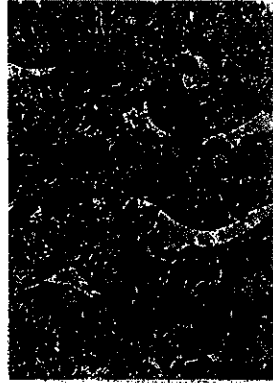
充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

電気代

表紙デザイン: 第20回のうさぎさん型紙デザインコンテスト 大賞「花風」新垣 優希

BANK OF THE RYUKYUS



本選は、MUD協会
により、できるだけ
多くの賞やまい
ぶくの方に贈りし
ていきます。ご定
額をP10182



Carbon Offset 3,771 kg

環境です。
カーボンオフセット
エコロジを使用した
環境にやさしい素材の
53546-1906-1041
www.climapartner.com/jp/



店番号 口座番号



西銘 啓史郎 様



3 02-07-02 WTU 振込 27,569 材料代金 67円

$$27,569 \div 30 \times 20 = 18,379$$

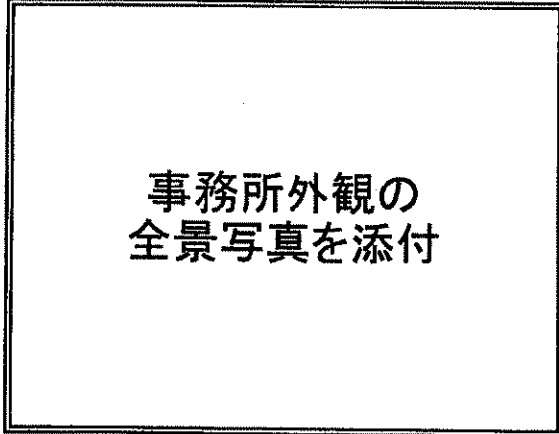
事務所費充当状況申告票

議員名 西銘 啓史郎

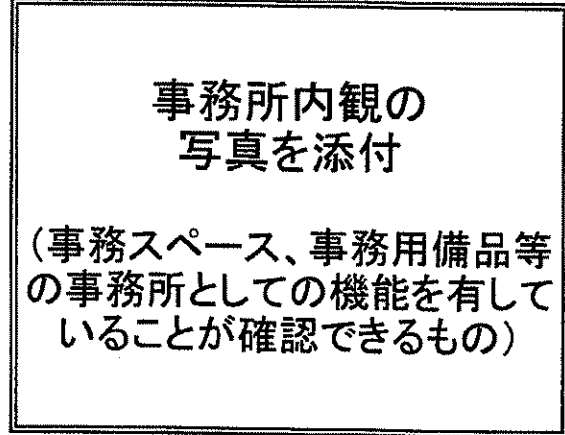
1. 事務所の状況

住所	那覇市識名3-15-2 S・Sパレス 102号室
----	--------------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

当該事務所は政務活動専用事務所として利用。後援会事務所は別途構えているため。

(関係経費)

家賃(月額)	65,000 円
その他	礼金 65,000 円
	仲介手数料 70,200 円

(充当額)

家賃(月額)	65,000 円
その他	礼金 65,000 円
	仲介手数料 70,200 円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。


沖縄県議会議員 **西銘 啓史郎**



充当割合:政務活動費のみ全額充当

B w780×h1350mm×6 面



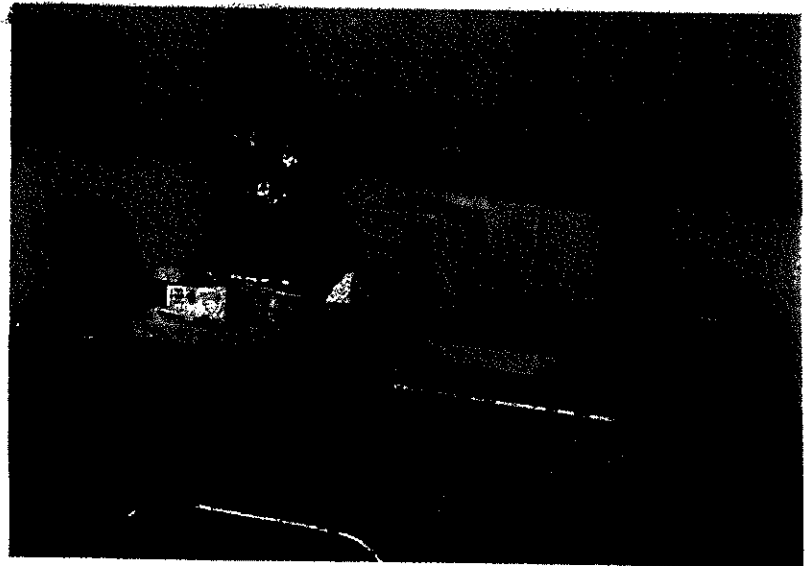
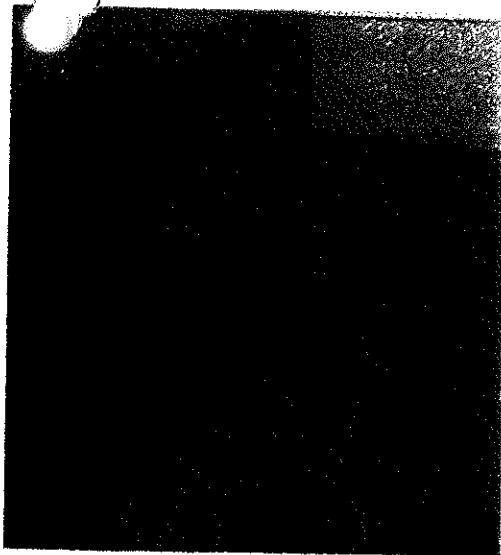
<p>今回ご提案いたしましたデザイン及び、その一部を無断使用する事は、著作権の侵害になります。ご契約の前後に問わずデザイン使用を行う場合は、当社担当者に承諾を頂きます様お願い申し上げます。</p> <p>Photo Plan Service TEL:098-854-3383 / E-mail:photoplan368@ybb.ne.jp</p>	<p>契約書 ※制作にあたり上記仕様及び、デザインにおいて承諾します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>お客様サイン</p>	<p>担当印</p> 
---	---	--

※お見積り了解後、デザイン校正致します。
 ※デザイン校正提案後のキャンセルにつきましてはデザイン料が発生いたします。
 ※当社で作成、及び校正したデータに関しましては引き渡しは致しておりません。あらかじめご了承ください。

契約書では102号室

建物の構造で外観からは2階に見える為、あえて看板に2階と表記しました。

事務所費



事務所概要申告票

議員名 西銘 啓史郎

1. 物件の所在

住所	那覇市識名3-15-2 SSパレス102号室	
電話番号	098-960-8994	

2. 所有区分


<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃貸借契約先 [(有)すまいの大進]
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

西銘 啓史郎 

賃借人 氏名





住所



定期建物賃貸借契約の説明書

(賃貸人) 住所
氏名

(管理会社) 住所 〒902-0075 那覇市宇野1-1-1
 有限会社 すまいの大進
 代表取締役
 TEL098-832-1144

下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するにあたり、借地借家法第38条第2項に基づき次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了します。期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借（再契約）を締結する場合は、期間の満了の日までに、下記住宅を明け渡さなければなりません。

記

物件表示	名称	S・Sパレス		102号室
	所在地	沖縄県那覇市識名3-15-2		
再契約期間	始期	2018年12月9日	から	2年間
	終期	2020年12月8日	まで	

上記住宅につきまして、借地借家法第38条第2項に基づく説明を受けました。

2018年11月29日

住所 沖縄県那覇市識名3-15-2

S・Sパレス 102号室

氏名

西銘 啓史郎

契約期間

2018年12月9日 ~ 2020年12月8日

物件名 S・Sパレス

102号室

フリガナ

ニシメ ケイシロウ

西銘 啓史郎 様

管理業者

有限会社 すまいの大進

沖縄県那覇市国場1168-5

TEL 098-832-1144

FAX 098-832-1155

事務所費

所在地	沖縄県那覇市職名3-15-2				
物件種別	(名称) S・Sパレス	102号室			
用途	店舗・事務所	使用目的(業種)			
面積	建物面積	敷地面積			
	駐車場面積	駐車場No.			
契約期間	始期	2018年12月9日から			
	終期	2020年12月8日まで			
賃料等	(契約終了の通知をすべき期間) 2019年12月9日から2020年6月8日まで				
	賃料(月額)	65,000円	敷金 (1ヶ月分)	65,000円	
	共益費(月額)	1,000円	礼金	65,000円	
	駐車場料(月額)	1台無料			
	駐車場利用車両				
賃料の改定	甲及び乙は次の各号に該当する場合には協議の上、改定する事が出来るものとする。 (1) 土地又は建物の対する租税その他の負担の増減により家賃が不相当となった場合。 (2) 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の負担の増減により家賃が不相当となった場合。 (3) 近隣同種の建物の家賃が不相当となった場合。				
借主の解約権	乙は、甲に対して、3ヶ月前までに書面で解約の申し入れを行うことにより本契約を解約することができる。 乙は、解約申込日から3ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。 中途解約権は認めない。				
支払期日	上記の家賃は、28日に下記の口座より自動振替にて支払うものとする。 ただし、振替手数料等は乙の負担とする。				
振替口座	銀行名	支店名	預金	口座番号	受取人
	琉球銀行				(有)すまいの大進
[緊急連絡先]					
氏名	住所	借主との関係			

【特記事項】

定期建物賃貸借契約書 (店舗事務所用)

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、標記に記載する賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)について、以下の条項により借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間は、標記に記載するとおりとする。

第3条 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲及び乙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日から起算して新たな賃貸借契約(以下「再契約」という。)をすることができ、再契約手数料として 60,000円(税別)を甲へ支払うものとする。

第4条 甲は、第1項に規定する期間の満了の1ヶ月前から6ヶ月前までの間(以下「通知期間」という。)に乙に対し、期間の満了により賃貸借が終了する旨を書面によって通知するものとする。

第5条 甲は、前項に規定する通知をしなければ、賃貸借の終了を乙に主張することができず、乙は、第1項に規定する期間の満了後においても、本物件を引き続き賃借することができる。ただし、甲が通知期間の経過後乙に対し期間の満了により賃貸借が終了する旨の通知をした場合においては、その通知の日から6ヶ月を経過した日に賃貸借は終了する。

(使用目的)

第6条 乙は、本物件を標記の目的(業種)にのみ使用する。

(賃料)

第7条 乙は、標記の記載に従い、賃料を支払わなければならない。

第8条 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を日割計算した額とする。

第9条 賃料の改定は標記の通りとする。

(共益費)

第10条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費等の維持管理費に充てるため、共益費を甲に支払うものとする。

第11条 前項の共益費は、標記の記載に従い、支払わなければならない。

第12条 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を日割計算した額とする。

第13条 共益費の改定は標記の通りとする。

(駐車場)

第14条 乙は、駐車場を使用する場合、標記の料金を支払い、甲又は管理人の指定する位置に、甲の承諾を得た自動車のみを駐車しなければならない。

第15条 駐車場内における盗難又は事故等については、甲及び管理人は一切その責任を負わないものとする。

第16条 乙の駐車場所に他の車両があっても、自らの管理にて処理する事。

第17条 乙は車庫証明を必要とする場合には保証金・事務手数料を支払わなければならない。

事務所費

(禁止: 第12条)

第9条 (諸費用の負担) 乙は入居後、次の各号の諸費用を負担

- (1) 電気料金、ガス料金、水道料金及び汚物処理費の費用。
 - (2) 町内会費等。
- (敷金・保証金)

第9条 乙は、本契約から生じる債務の担保として、標記に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金・保証金をもちて賃料、共益費その他の債務と相殺することができない。

3 甲は、本物件の明け渡しがあったときは、明渡日から30日以内に、敷金・保証金の全額を無利息で乙に返還しなければならない。ただし、甲は、本物件の明渡し時に、賃料の滞納、原状回復に要する費用その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金・保証金から差し引くことができる。

4 前項の但書の場合には、甲は、敷金・保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

5 敷金・保証金の額から乙が負担すべき修繕費用、未納家賃、延滞損害金、損害賠償金その他甲が受領すべき金額を差し引き不足が生じたときは、乙はこの不足額を直ちに甲に納付しなければならない。

6 賃料が増額された場合、乙は敷金・保証金を補填しなければならない。補填する敷金・保証金は、新賃料前を基準に本契約の標記に記載する月数分相当額とする。

7 敷金・保証金の返還は 2 年未満に解約する場合はありませんが、2 年以上経過後に解約する場合は 100 %返還致します。

(借主の善管義務)

第10条 乙は、善良な管理者の注意をもって、本物件を保全し使用ししなければならない。

2 乙は、自己又はその代理人、使用人、請負人、来店客その他関係者等の故意、過失により、建物及び設備等を故障、破損、滅失させたときは、その賠償をしなければならない。

(承諾事項)

第11条 乙は、次の各号のいずれかにか該当する行為を行うとするとともに、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1) 本物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示しようとするとき。
- (2) 本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供しようとするとき。
- (3) 建物を第3条の使用目的以外に使用するとき。
- (4) 本物件の増築、改装、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行うとするととき。
- (5) 連帯保証人を変更しようとするとき。
- (6) 階段、廊下等の共用部分に物品を置く場合、あるいは看板、ポスター等の広告物を掲示するとき。
- (7) 本物件内に居住し、又は人を居住させること。
- (8) 犬猫等の動物の他、毒蛇、毒蜂等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育するとき。
- (9) 本物件出入口の鍵を変更するとき。
- (10) 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、本物件の使用に当たり、次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣

の迷惑及び共同生活する行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。

- (1) 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - (2) 非水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- (届出事項)

第13条 乙又は連帯保証人は、次のいずれかにか該当するときは、直ちにその旨を、甲に届出なければならない。

- (1) 引続き1ヶ月以上本物件を使用しなくなるとき、又は現に使用していないとき。
- (2) 乙の住所、商号、代表者その他商業登記事項に変更が生じたとき、又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他に変更が生じたとき。
- (3) 連帯保証人が破産、死亡又は解散したとき。
- (4) 建物及び設備が破損又はその恐れが生じたとき。

(修繕義務)

第14条 本物件の本体及び本体の欠陥に基づく屋根、外壁、柱、基礎、その他甲の設置した設備等の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障又はそのおそれのある場合は、甲は自己の費用負担において修繕をするものとし、その他の損傷は乙の費用負担において修繕するものとする。

2 乙は前項の損傷を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い、甲は修繕するものとする。

3 前項の通知を怠り又は乙の負担において修繕すべき修繕を遅延したことによって本物件に損害を及ぼしたときは、乙はその損害の一部又は全部を賠償しなければならない。

4 第1項の損傷により、本契約の使用目的を達成するのに支障を生じ、乙が損害を受けても甲はこれを負担しない。ただし、乙が以上の損害を防止し、又は損害を少なくするため、自らが甲の費用負担に於いて応急修繕を行う場合は、甲に連絡のうえ、必要最小限の範囲内に於いて修繕するものとする。

5 乙の故意又は過失に基づく事由による修繕、及び乙所有の造作、設備に対する修繕は乙が費用を負担するものとする。

(内装造作暨設備工事)

第15条 本契約後、乙において本物件に看板を設置し、その他の掲示をなす場合、あるいは本物件内の内装造作又は付属物件の新設、撤去等、全て原状を変更するときは、あらかじめ、乙は書面により、甲の承諾を得なければならない。

2 前項の内装造作又は付属物件の新設等における不動産取得税は乙の負担とする。

3 第1項の工事については、甲・乙協議の上、施工業者を選定し、これを行うものとし、その費用は乙が一切負担するものとする。乙は、これらに関し必要費・有益費その他費用の償還を甲に請求しない。

4 乙が甲の承諾を得て施した建具・その他造作・模様替え等は本契約終了の場合においては、買取請求権はこれを放棄することを承認し直ちに当該物件の撤去をなし、原状回復の義務を負うものとする。ただし、甲が原状回復を希望しない場合はこの限りではない。

5 乙が甲の承諾を得ずして、前項の改造等の行為をなした場合にはこの為に生じた損害の賠償責任は勿論、原状回復の義務を負う。

(乙からの解約)

第16条 乙からの中途解約は標記の通りとする。

(契約の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当したときは、甲は、催告その他の法定手続きによらず、直ちに本契約を解除できる。但し、当該違反行為が本契約の継続に必要な信頼関係を破壊したものでないことと認められるときは、この限りでない。

- (1) 乙が賃料、共益費等の支払いを2ヶ月分以上連続して滞り続けたとき。
- (2) 乙が賃料、共益費等の支払いをし、その遅延が本契約における甲乙間の信頼関係を損なうと認められるとき。
- (3) 本契約の各条項に違反したとき。
- (4) 環境及び共同生活の秩序・平穏等を阻害する行為を反復したとき。
- (5) 本物件又は共同施設等を故意に滅失又は破損させたとき。
- (6) 入居申込書及び本契約書に虚偽の記載をしたことが発覚したとき。
- (7) 第13条第1号の届出義務を怠り、1ヶ月以上の長期にわたり所定不明となつたとき。

(暴力団等の排除)

第18条 乙が次の各号の一に該当したときは、甲は何らの催告を要せず本契約を解除することができる。乙は本物件を直ちに明渡さなければならぬ。この場合、甲は乙の事前事後の同意を得ることなく、電気、水道、ガスの供給停止、本物件の施設交換等の乙の本物件の使用を妨害する措置をとることができることを、乙はあらかじめ承諾した。

- (1) 乙が暴力団、過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員、準構成員であることが判明したとき。
- (2) 乙の代表者、本物件の責任者、実質的に経営権を有する者が暴力団構成員若しくは暴力団準構成員であることが判明したとき。
- (3) 本物件内、共用部分等に暴力団であることを感知させる名称、看板、代紋、提灯等を掲示したとき。
- (4) 本物件に暴力団構成員、同準構成員等を居住させ、あるいは反復継続して出入りさせたとき。
- (5) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、乙またはその構成員、関係者が暴行、傷害、脅迫、恐喝、器物損壊、監禁、凶器準備集合、賭博、荒拳、覚醒剤、銃砲刀剣類所持等の犯罪を行ったとき。
- (6) 本物件、共用部分その他本物件周辺において、暴力団の威力を背景に粗野な態度、言動によって、他の入居者、近隣住民等に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。

(契約の消滅)

第19条 天災、地震、火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合、又は都市計画等により、本物件が取用又は使用が制限され、賃貸借を継続することができなくなった場合は、本契約は当然消滅し、甲は乙に対し敷金の全額を無利息で返還する。

(行方不明の場合の措置)

第20条 第17条第7号の場合において、甲は、連帯保証人若しくは乙の緊急連絡先、親族等の乙の関係者に通知のうえ、本物件に残置された乙の什器、備品、物品等を適宜な方法により任意の場所に保管することができるものとす。その後、1ヶ月を経過しても引取人のないときは、乙は一切の権利を放棄したものとす。甲において処分し債務に充当しても乙は異議のないものとする。なお、これに要するすべての費用と損害金は乙の負担とする。

(明渡し及び原状回復)

第21条 乙は、本契約が終了する日(甲が第2条第3項に規定する通知をなしかつた場合においては、同条第4項ただし書きに規定する通知をした日から6ヶ月を経過した日)までに(第17条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに)、本物件を明け渡ししなければならない。この場合において、乙が本物件及び付帯設備を破損又は汚損したときは、乙の費用負担において原状回復しなければならない。

- 2 乙は、前項の明渡しをするときは、明渡し日を事前に甲に通知しなければならない。
- 3 本契約における本物件の明渡しとは、次に掲げるすべての事項を完了したときをいう。

- (1) 乙及び使用者すべての退去。
- (2) 乙が本物件内に搬入したすべての什器、備品、物品等の搬出。
- (3) 本物件内外の清掃及びゴミ、汚物等の撤去、処理。
- (4) 第22条に規定する諸費用精算の完了及び鍵の返還。

4 乙が1項の明渡し日を経過しても前項の行為を完了しない場合は、次の各号に掲げる損害金を支払わなければならない。

- (1) 明渡し日より本物件明渡し完了にいたるまでの間、毎月本契約の賃料等の2倍に相当する損害金。
 - (2) 明渡し遅延により損害を受けた者に対する損害金。
- 5 乙は、本物件の明渡しに際し、移転料、立退料等の請求をすることはできない。

(諸費用の精算)

第22条 乙は、本契約の終了にあたり、自己が使用した電気代、上下水道代、ガス代、電話代について精算をしなければならない。

2 乙は、第9条第1項に定める敷金の返還を受けるにあつて、前項に掲げる費用の領収書の写しを事前に甲に提出しなければならない。

(立入り)

第23条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。

- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲の立入りを拒否することができない。
- 3 解約申入れ後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立入ることができる。
- 4 甲は、火災、地震、漏水、ガス漏れ等本物件の維持管理上緊急事態が発生したと認められるときは、乙の承諾を得ることなく、本物件内に立入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を速やかに乙に通知しなければならない。

(損害保険の加入)

第24条 甲は、本契約の建物と付属設備に対し、甲の費用において、時価を保険金額とする火災保険に加入しなければならない。

2 乙は、火災、漏水、ガス爆発等、借家人賠償又は個人賠償の責を負う事故を発生させた場合のために賠償責任特約付の店舗総合保険に加入しなければならない。

3 乙の故意又は過失により甲に損害を与えた場合は、甲はその損害を前項の保険金によって補填し補填できない部分については別途請求できる。

(延滞損害金)

第25条 乙は、本契約から生じる金銭債務(賃料、共益費等)の支払いを遅延したときは、乙は甲に対し

し、延滞損害金年14.6%を支払わなければならない。

(連帯保証人)

第26条 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の一切の債務(甲が第2条第3項に規定する通知をしなかった場合においては、同条第1項に規定する期間内のものに限る。ただし、乙が明渡しを徒過し、明渡しを選滞した期間を含む。)を負担するものとする。

2 乙は、連帯保証人が欠けるに至ったとき、又は連帯保証人として適当でない甲が認められたときは、乙は甲の請求に従い、直ちに甲が承諾する者に連帯保証人を委更しなければならない。

3 本契約期間中、甲乙の合意により、本契約の内容等に変更が生じた場合、乙は連帯保証人に対して通知を行わなければならない。

(乙から連帯保証人への委任)

第27条 乙は、連帯保証人に対して次の各号のいずれかに該当した場合に限り、本契約を解除し、本物件の明渡しに関する権限を委任するものとする。この場合において、乙は連帯保証人が行った行為に対して、一切の不服を申し立てないほか、連帯保証人及び関係者に対して損害賠償その他の請求をしない。

(1) 乙が賃料等の支払いを3ヶ月以上滞り、甲が催告を行うもその支払いをしない場合。

(2) 乙が甲への届出をせずして所在不明のまま60日以上経過したとき。

(3) 乙が死亡又は破産その他の事由により本契約の履行が困難な状況に陥ったとき。

(譲渡の交換)

第28条 甲は、乙が防衛等正当な理由で譲渡の交換を希望するときは、譲渡の交換を行わなければならない。

この場合、譲渡の交換費用は、乙の責を負担とする。

(再契約)

第29条 甲は、再契約の意向があるときは、第2条第3項に規定する通知の書面に、その旨を付記するものとする。

2 再契約をした場合、第21条の規定は適用しない。ただし、本契約における原状回復の債務の履行については、再契約に係る貸借が終了する日までに履行することとし、敷金の返還については、明渡しがあったものとして第9条第3項の規定による。

(管轄裁判所)

第30条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を、本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(協議)

第31条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について異議が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し解決するものとする。

(特約事項)

(賃料回収業務について)

弊社は賃料回収業務を「(株)フェアー信用保証」へ委託しております。

万が一、賃料支払が遅れた場合は弊社からではなく「(株)フェアー信用保証」

よりご連絡が入ります。(業者委託の為、全社名が異なります。)

この契約締結を証するため本契約書通を作成し当事者記名押印の上、甲乙各名通を保有する

2018年11月29日

甲(貸主)住所

氏名

乙(借主)現住所

フリガナ

氏名

勤務先社名

勤務先所在地

連帯保証人住所

氏名

勤務先社名

勤務先所在地

連帯保証人住所

氏名

勤務先社名

勤務先所在地

媒介業者

〒902-0075 那覇市宇国場11-1
有限会社すまいの田
代表取締役 島田
TEL098-832-

取引主任者登録番号

取引主任者氏名

媒介業者

() 第 号

取引主任者登録番号

取引主任者氏名

事務所費

●解約予告(明渡し予告)

1. 解約予告はすくなくとも3ヶ月前にお願いします。
2. 解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の賃借人を募集いたします。その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、賃借しようとする者又は借受人を本物件へ案内するといふことあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

●退去時(引越しにともなう建物明渡し)

1. お預りしております「敷金」の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代等の「引越し精算の領収証」を持参された後に開始いたします。
2. 引越しにともなう建物の明渡しにおいては、本物件内に搬入した什器・備品・物品等をすべて搬出するとともに、建物内外のゴミの断片づけ等をきちんとすませて下さい。
以上が行われていない場合は、物品等の撤去についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始されないということにもなりますのでご注意ください。

●借主(建物使用者)の方へ

本契約書に記載されておりますように、借主としての義務と責任は大きなものです。契約されるについては、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。
なお、家賃を滞納したり、貸主の承諾を必要とする事項(11条)、禁止事項(12条)、届出事項(13条)等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので、特にご注意下さい。

●連帯保証人の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約書において、借主(主たる債務者)の債務に対し、連帯してそれを行ふ義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものだけを指すのではなく、契約にもとづくすべての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に關し、借主が期間中に行つた行為についても、連帯責任があります。

【注意事項】

1. 總の受け渡し合計 本
2. ゴミは指定日に指定の場所へお出し下さい。

3. 電気、水道、ガス等に関するお問合せ(引越し時の精算等)は下記へ。

電気..... 沖縄電力那覇支店 TEL 0120-586-390
 水道..... (有)すまいの水道 TEL 832-1144
 ガス..... 種名ガス TEL 0988325163
 TEL
 TEL

令和2年3月30日

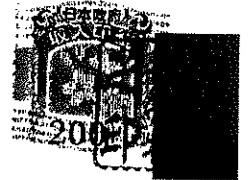
領 収 証

No 006396

西船 啓太郎 様

お客様コード ①11660

領収金額 ¥66,000.00 円也



経理検印	担当者	伝票発行人

内 訳	金 額	摘 要
現金		会議費-印刷代 内:消費税等¥6,000 (2019年12月~2020年11月)
小切手		
手形		
相殺		
値引		

(株)西事務機
〒903-0117
沖縄県中頭郡西原町字長崎654番地
TEL (098) 946-4649
FAX (098) 945-3300

上記の通り領収致しました。

※ 社印・担当者印無きもの、及び金額を訂正したものは無効です。 H28.3 100冊

★2019,12月~2020,3月分 前年度計上済計。

$$66,000 - 22,000 = 44,000$$

$$44,000 \div 8 = 5,500$$

$$5,500 \div 30 \times 20 = 3,666$$

6月1日~30日分計上
¥3,666

充当割合: 政務活動, 以外が含まれるので案分

事務費

電話代

携帯代



5 | 02-06-01 | WTU | 15,569 | KDDIリボ付

4月分 15,569 - 6,954 = 8,615
(固定電話代)

$8,615 \times 1/2 = 4,307$

10 | 02-06-30 | WTU | 22,229 | KDDIリボ付

5月分 22,229 - 6,989 = 15,240
(固定電話代)

$15,240 \times 1/2 = 7,620$

ひかり回線を使用
携帯代、固定電話代
一緒に引き落とし

備品
(1-1PC)

領収証



コジマビックカメラ那覇店
電話番号 098-941-3001

西銘 隆史 様

¥135,000-

(内、消費税等 ¥12,272-)
お品物 (ノート型パソコン) 代として
上記正に領収致しました。

「コジマビックカメラ」ますます便利に！
その1 ポイント交換でお得にお買い物！
その2 どちらのお店でも修理を承ります！

2020/04/01/15:59 レジNo687/0112
取引No5939 販売員

I4527607024094	4JA41PAAAA	
I/PWIN	@¥90,728	¥99,800
P.D.5=99,800		
I4549576102115	OfficeHomeandBusines	
IPC715BB	@¥34,728	¥38,200
I	主契約者番号:6058120012819250038	
P.D.5=35,200		
セット値引 PCソフトダウンロード		
49730		¥-3,000
合計		¥135,000
(内、消費税等		¥12,272)
点数	2	

年数を経て
使用できなくなった。
やむを得ず
購入しました。

会社13 IC口座6009
ボ1回 承認 0003673 伝票59390
A000000651010 0015 1

お支払い ¥135,000
SAISON ¥135,000
釣銭 ¥0

後日サービスポイント加算の有効期限は
2020年05月01日(金)

※有効期限内に店舗へポイントカードと
共にお持ちください。
※グループ会社では加算できません。

ポイント対象額
ポイント 0.5% ¥135,000
今回予定ポイント 675



135,000 × 1/2 = 67,500

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

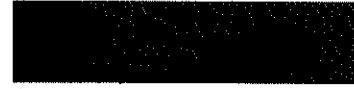
経費区分

人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務職員A 手当(6月11日~30日)	50,000	全額	50,000
毎月払	事務職員B 手当(6月11日~30日)	82,500	全額	82,500
人件費 充当合計		/	/	132,500

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所



(令和2年度)

単位:円

月日	支給額	社会保険料控除額	労働保険	支払額	受領印	備考
6月30日	50,000			50,000		
合計	50,000			50,000		

令和 2 年度 雇用職員申告票

議員名 西銘 啓史郎

被雇用職員名	[Redacted]		
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外	
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別	

令和2年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名 [Redacted] ●
 住所 [Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員 西銘 啓史郎 ●

勤務の実態を証する提出書類

- 出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 西銘 啓史郎】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整 等	
	研修に係るもの ・ 研修会・講演会の準備・運営（プログラム作成、施設・講師との連絡・調整等）	50%
	広聴広報に係るもの ・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ ホームページの管理 ・ 広報紙の配付 等	30%
	要請陳情等に係るもの ・ 要請陳情先の機関との連絡・調整 ・ 住民相談、意見交換の対応 ・ 要請文、陳情文の作成 等	
	会議に係るもの ・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	20%
	資料作成に係るもの ・ 打合せ資料の作成 ・ 議会質問で使用するパネルの作成 等	
	事務所での庶務に係るもの ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		

令和2年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 西銘 啓史



被雇用者



雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■■■■■■	生年月日	■■■■■■■■■■
住 所	■■■■■■■■■■	電話番号	■■■■■■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和2年 4月 1日 ~ 令和3年 3月 31日
主な就業場所	沖縄県議会議員 西銘啓史郎 事務所 (那覇市識名 3-15-2)
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び情報収集、資料作成
就業時間	月 10 日間 (基本: 月・水・金) 13:00~17:00 (4 時間)
休 日	日祝祭日(基本)
給与 (賃金)	月給 50,000 円 (時給 1250 円)
給与支払日	毎月末日支払
支払方法	直接払い 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

政務活動所事務所
として3A10511 活和世。

令和 2年 3月 28日

雇用者 氏名 西銘 啓史郎



被雇用者 氏名



令和2年度 雇用職員出勤簿

人件費

雇用職員名: XXXXXXXXXX

摘要	6月		5月		4月	
	日	日	日	日	日	日
● (水)	17	(A) 日	17	1	17	1
	18	(水) 日	18	2	18	2
● (金)	19	(水) 日	19	3	19	3
	20	(木) 日	20	4	20	4
	21	(金) 日	21	5	21	5
● (土)	22	(土) 日	22	6	22	6
	23	(日) 日	23	7	23	7
● (月)	24	(月) 日	24	8	24	8
	25	(火) 日	25	9	25	9
● (水)	26	(水) 日	26	10	26	10
	27	(木) 日	27	11	27	11
(金)	28	● (金) 日	28	12	28	12
● (土)	29	● (土) 日	29	13	29	13
	30	● (日) 日	30	14	30	14
	31	● (月) 日	31	15	31	15
		(火) 日		16		16
出勤	10	日	出勤	日	出勤	日
欠勤		日	欠勤	日	欠勤	日
早退		日	早退	日	早退	日
遅刻		日	遅刻	日	遅刻	日

4.5月は政務外の業務の為充当せず

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所



(令和2年度)

単位:円


月日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	受領印	備考
6月30日	82,500			82,500		
合計	82,500			82,500		

令和 2 年度 雇用職員申告票


議員名 西銘 啓史郎

被雇用職員名	[Redacted]	
議員との関係	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族(続柄: [Redacted])	<input type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和2年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名 [Redacted] 

住所 [Redacted]

雇用者 沖縄県議会議員 西銘 啓史郎 

勤務の実態を証する提出書類

- 出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

統一様式-⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和2年 4月 1日 ~ 令和3年 3月 31日
主な就業場所	沖縄県議会議員 西銘啓史郎 事務所 (那覇市識名 3-15-2)
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び情報収集、資料作成
就業時間	月 15 日間 (基本: 火・木・土) 10:00~17:00 (6時間)
休 日	日・祝祭日
給与 (賃金)	月給 112,500 円 (時給 1,250 円)
給与支払日	毎月末日支払
支払方法	直接払い 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 2年 3月 28日

雇用者 氏名 西銘 啓史郎



被雇用者 氏名



令和2年度 雇用職員出勤簿

人件費

雇用職員名: [REDACTED]

摘要	6月		5月		4月	
	日	日	日	日	日	日
	17日 (水)	1日 (A)	17日	1日	17日	1日
	18日 (木)	2日 (火)	18日	2日	18日	2日
	19日 (金)	3日 (水)	19日	3日	19日	3日
	20日 (土)	4日 (木)	20日	4日	20日	4日
	21日 (日)	5日 (金)	21日	5日	21日	5日
	22日 (A)	6日 (土)	22日	6日	22日	6日
	23日 (木)	7日 (A)	23日	7日	23日	7日
	24日 (木)	8日 (A)	24日	8日	24日	8日
	25日 (木)	9日 (火)	25日	9日	25日	9日
	26日 (金)	10日 (水)	26日	10日	26日	10日
	27日 (土)	11日 (木)	27日	11日	27日	11日
	28日 (日)	12日 (金)	28日	12日	28日	12日
	29日 (A)	13日 (土)	29日	13日	29日	13日
	30日 (木)	14日 (日)	30日	14日	30日	14日
	31日	15日 (A)	31日	15日	31日	15日
		16日 (木)		16日		16日
出勤	／／日		出勤	日	出勤	日
欠勤	日		欠勤	日	欠勤	日
早退	日		早退	日	早退	日
遅刻	日		遅刻	日	遅刻	日

4.5月は政務外の業務の為充当せず